

手づくりハザードマップで水害に備える

手づくりハザードマップとは、住民が水害を自らの問題と捉え、早期避難のポイントをマップにする取り組みです。本市ではいつ起こるか分からない豪雨災害に対する、“命を守る”ための備えとして、住民が主体となって手づくりハザードマップの作成を行っています。

手づくりハザードマップで地域の水害特性を理解し、実際に水害が起きた時の、正しい判断・行動につなげましょう。

手づくりハザードマップに記載されている事項



手づくりハザードマップと水害ハザードマップの違い

	手づくりハザードマップ	水害ハザードマップ
主体	住民(町内会)	行政
内容	地形(標高)、水に浸かりやすい場所、安全な避難経路等	想定し得る最大規模の浸水区域や浸水深、避難所等
活用方法	自宅やその周辺の安全な避難ルートや避難のタイミングを知り、早期の判断と行動に役立てる	想定し得る最大規模の水害リスクと避難所等について知り、実際の水害に備える

手づくりハザードマップを作成している町内会

里(井畑・石橋含む)、篠目、二本木連合、横山、相生、城南、秋葉、古井新町、古井住宅、桜井北、藤野、城山、桜井西、姫小川(館出含む)、鹿乗、小川、三ツ川、和泉、根崎、東端、古井※東栄、西尾、上条、東尾、城向、東町、城ヶ入



- お住まいの地域の手づくりハザードマップは、市HPに掲載されています
 - 避難が必要と考えられている50cm以上の浸水想定区域に該当する地域を優先的に進めています
- (※については今年度に作成するため、マップは来年2月頃に完成予定です。)

手づくりハザードマップを作成した感想

鹿乗町内会(本山会長)



平成25年に一度作り、令和3年に内容を更新しました。最初に作ったものは、失くしたり忘れたりしている人が多かったため、情報を更新し、新しい転入者にも配布することができました。最近、水害のニュースが多く、改めて水害について考える機会になりました。

秋葉町内会(林会長)



危険箇所を確認でき、実際の水害時にどう動いたら良いかが分かり、非常に有意義でした。

参加者

作ったマップは自宅に貼って活用したいと思います。

完成したマップを見ながら家族と災害について話し合いたいです。

下水道への接続をお願いします

下水道は、使える区域に住んでいるすべての人に接続してもらって初めて効果を発揮します。
区域内に住んでいて下水道に接続していない人は、接続の検討をお願いします。

下水道への接続を検討しているあなた！

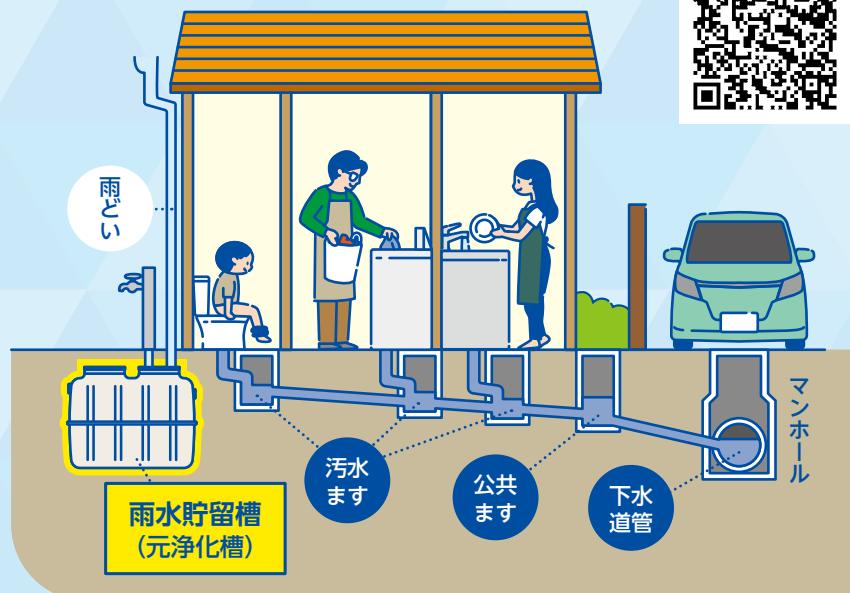
浄化槽の撤去方法について、お悩みではないですか？

雨水貯留
浸透施設設置
補助金制度

下水道へ接続する際に、現在使用している浄化槽は不要となります。せっかく設置した浄化槽をそのまま壊してしまうのは惜しいと思いませんか？本市ではそのような浄化槽を雨水貯留槽に改造する工事について、補助金を交付しています。ぜひ活用してください！



下水道
マスコットキャラクター
「スイスイ」

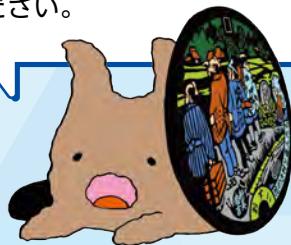


デザインマンホールを設置しました！

市制施行70周年記念事業として昨年実施した、マンホールデザインコンテスト受賞作品のデザインマンホールを、市内各地に設置しました。市HPにマップが掲載されているので、一度足を運んでみてください。

安城市下水道事業PR
マスコットキャラクター

「おいで様」



デザイン
マンホール
マップ



マンホール
カード



受賞作品のうち、ぬり絵部門の最優秀賞作品をモデルとしたマンホールカードが完成しました。歴史博物館にて配布していますので、ぜひ入手してください。

あなたは「さわやかマナー」を知っていますか？

さわやかマナーとは、「安城市さわやかマナーまちづくり条例」に定められた、6つのマナーを指します。さわやかマナーを守って快適で安全なまちづくりを目指しましょう！



6つのさわやかマナー

ポイ捨てをやめよう



空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等を定められた場所以外に捨てたり放置したりしないこと

路上喫煙をやめよう



路上喫煙禁止区域では指定された喫煙場所以外で喫煙しないこと

チラシを散乱させないようにしよう



自らが配布したビラ、チラシ、パンフレット等を散乱又は放置しないこと

QRコードから、
さわやかマナーまちづくり条例
の紹介動画が見られます！

歩きスマホをやめよう



歩行又は自転車を運転しながらスマートフォン、ゲーム機等を操作や注視しないこと

ペットのふんは持ち帰ろう



飼い犬、飼い猫その他愛玩動物のふんを放置しないこと

落書きをやめよう



建築物等を管理する者の承諾を得ず、建築物に文字、絵柄等を描かないこと

<主な施策>

◆啓発活動

さわやかマナー啓発のため、毎年、様々な活動を行っています。昨年度は、JR安城駅、JR三河安城駅、名鉄新安城駅の3駅にて、市議会議員と市職員で2日間にわたって啓発品を配布しました。



◆さわやかマナー活動団体

さわやかマナーまちづくり条例を啓発する活動団体を募集し、団体に対して支援を行っています。ごみ拾いの際にさわやかマナーのビブス・キャップを着用し啓発する団体や、市内イベント等で啓発品を配布する団体等があります。



<さわやかクリーンウォーキング>

●日時 9月16日(土)午後1時19分～

●集合・解散場所 JR三河安城駅中央ロータリー

●主催団体 エーピーケー あさひかつ ABK♡朝美活

長田川周辺までごみ拾いをします。プロギング(※)体験もできます。

申込不要、清掃用具を用意し、動きやすい服装で参加してください

(※) プロギングとは、ごみ拾い(PlockaUpp: スウェーデン語)とジョギング(Jogging)を合わせた、スウェーデン発のニューフィットネスです。運動不足を解消しながら環境美化も行えるということで、近年注目を集めています。



健康 ト~ク

今回のテーマ

あなたの健康を守る「がん検診」 受けていますか?



健子

保健師ヘルシー：今年度のがん検診は受けましたか？

健子：受けていないわ。昨年受けたから、今年は受けなくても良いかなと思っているんだけど。

保健師ヘルシー：がんは1年でも大きくなることがあります。乳がんの場合ですが、早期がんにあたる1～2cmの間に見つけられる期間は、たった1～2年しかありません。だから、毎年がん検診を受けることが重要なんです！



健子：毎年定期的に受けることが大切なのね。でも忙しくて…検診は時間がかかるでしょう？

保健師ヘルシー：検診によっても違いますが、例えば肺がん検診の胸部レントゲンなら、検査自体はたった5分ほど。その他のがん検診と組み合わせても、半日もあれば受診することができますよ。

1年に1回、たった半日で良いので、ご自身の健康のために“がん検診”を受ける時間を取りくださいね。

健子：半日くらいなら、時間を作れるかも。私は国民健康保険に加入しているんだけど、どうしたらよいかしら？

保健師ヘルシー：手続きは下表で確認できますよ。

健子：青色の封筒が届いていたけど、確認していなかったわ。

保健師ヘルシー：まずは封筒の中を確認してみてくださいね。もし見当たらない場合は、保健センターまで連絡してください。

健(検)診の詳細は、本紙5月号16ページや市HPでご確認ください。



保健師ヘルシー

40歳以上の人(胃・大腸・肺・前立腺(男性のみ)・乳(女性のみ))
20歳以上の女性(子宮)

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者	社会保険加入者
健康診査受診票の青色の封筒に同封の“がん検診のお知らせ”を確認する(令和5年4月発送済)	職場でがん検診を受ける機会のない人は、保健センターから“がん検診受診券・お知らせ”を取り寄せる
受診する医療機関を選択し、受診する(医療機関により予約が必要な場合があります)	

今、絶対に必要な 防災対策

備蓄で安心をストック！

備蓄の目安

本市は、「自らの身の安全は自ら守る」を基本に、災害に備えた市民備蓄を推進しています。大規模災害に備えて**最低でも3日、できれば1週間程度**の食料、水、携帯トイレ等を備蓄しておきましょう。特に、本人にしか用意できない持病の薬等は必ず準備しておきましょう。災害の程度によっては支援物資がすぐに届かない場合があるため、避難する際は非常食等を持って避難してください。



1人あたりの目安 食料：1日3食 水：1日3リットル 携帯トイレ：1日5回

非常食を食べてみよう

最近の非常食はおいしくて、種類も豊富。アレルギー対応のものもあります。災害時の食事は単なる栄養補給ではなく、生きるための活力となります。購入するだけでなく、試食して好みの商品を見つけ、備蓄しましょう。



梅じゃこごはん
梅の味がしっかりしている。雑炊にしてもよい。



20歳代

ナポリタンパスタ
保存料等不使用で5年保存なのにおいしい。



30歳代

野菜たっぷりのスープ
具材がゴロゴロして食べ応えがある。



50歳代



エコきちへ行こう

申②⑥⑦→9月5日(火)午前9時から電話で柿田公園管理事務所エコきち(☎98)3784)へ

①③④⑤→9月1日(金)~13日(水)にQRコードから申込み

場問柿田公園管理事務所エコきち(☎98)3784)

①おはぎづくり

時9月23日(祝)・24日(日)午前10時~

11時

内無農薬の小豆
を使ったおは
ぎづくり

講神谷直子氏

対4歳以上の親子

定各5組(抽選)

¥500円(参加者全員必要)

②ルームシューズづくり

時10月4日(水)・11日(水)午前10時~

11時30分(全2回)

内あまり毛糸でルームシューズを

編む

講中嶋雅子氏

対18歳以上 定5人(先着)

¥1000円



③五平餅づくり

時10月7日(土)・8日(日)午前10時~

11時

講神谷直子氏

対4歳以上の親子

定各5組(抽選)

¥400円(参加者全員必要)



⑤名画でからくり屏風をつくろう

時10月14日(土)午前10時~11時30分

講川角正彦氏

対小学3年生
以上の親子

定5組(抽選)

¥1個100円

⑥廃油石けんづくり

時10月15日(日)午前10時~11時

講古居敬子氏

対18歳以上

定5人(先着)

¥100円

⑦新聞バッグづくり

時10月18日(水)午前10時~11時

講e-リメイクサロン

対18歳以上

定10人(先着) ¥100円



第3回 安城まちゼミ



市内の店主が講師となって、専門店ならではの知識やその道のプロだからこそわかる情報等を原則無料で教えてもらえる少人数制の講座を開催します。

●期間 9月16日(土)~10月15日(日)

●場所 市内の参加店舗

●定員 各講座5人程度(先着)

●料金 材料費が必要な場合のみ実費負担

●申込 受講したい店舗に直接連絡

※参加店舗はQRコードか、9月9日(土)の新聞折込チラシに掲載予定。

●問合せ 安城商工会議所(☎76)5175)、商工課(☎71)2235)



救命講習会

対安城・碧南・刈谷・知立・高浜市在住・在勤・在学者(いずれの会場でも受講できます)
※団体受講希望の場合は最寄りの消防署へ問い合わせてください。定①→8人 ②③→20人
※いずれも先着。申9月5日(火)午前9時から電話
で各申込先へ

①普通救命講習Ⅲ

時9月16日(土)午前9時~正午

内小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけの処置等

場申高浜消防署救急係(☎52)1192)

②普通救命講習Ⅰ

時9月17日(日)午前9時~正午

内心肺蘇生法、AEDの使用法等

場申碧南消防署救急係(☎41)2625)

③普及員講習再講習

時9月24日(日)午前9時~正午

内応急手当普及員の資格を有する
人が前回の講習受講日から3年
以内に再度更新するための講習

場申刈谷消防署救急係(☎23)1299)

警察の相談ダイヤル#9110

「孫や息子をかたった電話があ
った」「嫌がらせメールが届いて
不安だ」。これらの相談はまず#
9110へ。警察で解決することができない
ケースは、専門の相談機関を案内
します。また、愛知県警HPには、「よく
ある警察相談Q&A」等、警察相
談の情報が掲載されています。

●警察相談専用電話

プッシュ回線→#9110
ダイヤル回線及び一部のIP電話
→052(953)9110

●電話相談開設日時

(月)~(金)午前9時~午後5時(祝、
年末年始を除く)問安城警察署(☎76)0110)、市市
民安全課(☎71)2219)

お近くの公民館でマイナンバーカードの申請臨時窓口を開設します

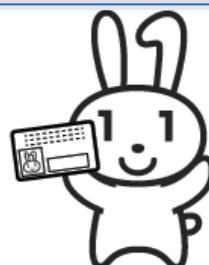
マイナンバーカードの申請受付や、マイナンバ
ーカードを持っている人の健康保険証利用申込み
のお手伝い等をします。

時場①10月6日(金)・7日(土)→北部公民館

②10月13日(金)・14日(土)→明祥公民館

※いずれも午前10時~正午、午後1時~4時

対安城市に住民票がある人

申当日受付可。ただし、⑦については電話で事前予約を推奨。①→10月
4日(水)、②→10月11日(水)までに市民課(☎71)2271)へ

④マイナンバーカードの申請受付(初回限定)

以下の条件を全て満たす人はマイナンバーカードをおよそ2か月後に郵送。
●申請する本人が窓口に来る

●初めて申請する

●転送届を郵便局に出していない

●申請から2カ月以内に住所・氏名の変更予定がない

●個人番号通知カードを当日返納できる

※以上の条件を満たさない人は市役所での受け取り。

持本人確認書類(A2点、A1点+B1点又はB2点)、個人番号通知カード(B
2点の場合は必須)、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

本人確認書類	
A	運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保 険福祉手帳、療育手帳、在留カード等(顔写真付きのものに限る)
B	健康保険証、介護保険証、医療費受給者証、年金手帳、母子手帳、 学生証等(「氏名(漢字表記)と住所」又は「氏名(漢字表記)と生年 月日」が記載されているものに限る)

⑤マイナポータルの利用方法についての案内

以下の条件を満たす人に、健康保険証利用申込み・申込状況等の確認を
します。

●申込みする本人が窓口に来る

●マイナンバーカードの電子証明書が有効である

●マイナンバーカードの数字4桁の暗証番号が分かる

持マイナンバーカード

今月の納税など 納付期限・口座振替日:10月2日(月)

▶国民健康保険税 第3期

▶後期高齢者医療保険料 第3期

▶介護保険料 第3期

▶水道料金・下水道使用料(JR東海道本線以南)

▶下水道事業受益者負担金 第1期

▶保育園保育料

▶児童クラブ育成料

▶市営住宅家賃





9月9日は救急の日

問衣浦東部広域連合消防局(☎(63)0135)

救急医療及び救急業務の認識を深めてもらうため、9月3日～9日を「救急医療週間」としています。衣浦東部広域連合消防局では、多くの人が応急手当の知識と技術を身につけ、救急業務や救急医療への正しい理解と認識を深めてもらうため、救命講習会を毎月開催(本紙29ページ参照)しています。

また、衣浦東部広域連合消防局HPでは、救急や応急手当、防火対策等消防・予防に関する情報を提供しています。

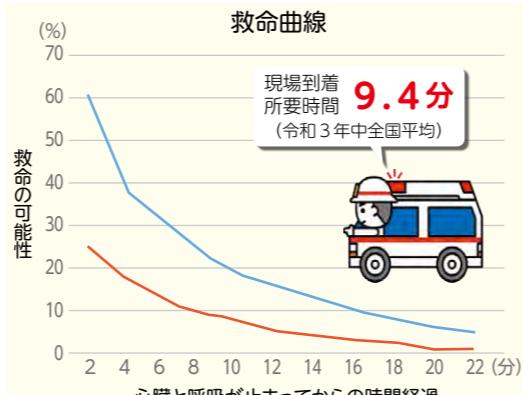
一秒でも早く助けたい命がある!

脳は、心臓が停止すると約15秒以内に意識がなくなります。その後、約4分以上そのままの状態が続くと回復することが困難となります。心臓の動きが停止している間、心肺蘇生によって脳や心臓に血液を送り続けることがAEDの効果を高めるとともに、心臓の動きが戻った後に後遺症を残さないためにも重要です。命が助かる可能性は時間とともに減少しますが、その場に居合わせた人が心肺蘇生を行った場合、助かる可能性が高くなります。

救える命を救うためには応急手当が重要です。応急手当が必要な場合は、消防局から電話で指示します。救急車が到着するまではどうしても時間がかかります。いざというとき、大切な人を救うためにも、正しい応急手当を身につけておきましょう。

高規格救急自動車

救急救命士法が施行され、救急救命士が乗車し高度な救命処置が行えるようになりました。これに伴い、広いスペースと多くの救急処置用資器材を積載できるスペースを持っています。

点検しましょう
住宅用火災警報器

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときにきちんと働くよう、日頃から作動確認とお手入れをしておきましょう。設置から10年が経過したものは電池切れに要注意です。住宅用火災警報器は電池が切れると作動しなくなります。「大切な家族とご自身のために」住宅用火災警報器を点検しましょう。

問衣浦東部広域連合消防局予防課
(☎(63)0136)

秋の交通安全市民運動

秋は、日の入り時間が急激に早まり、運転者から歩行者や自転車の動きが見えづらくなる夕暮れ時と、仕事や学校からの帰宅時間帯が重なるため、歩行者や自転車利用者が被害に遭う交通事故の危険性が高まります。

特に、夕暮れ時に歩行者が被害に遭う交通事故が多いほか、歩行中や自転車乗車中の交通事故のうち、65歳以上の高齢者が占める割合が高くなっています。

また、歩行者、自転車利用者の事故の中には、歩行者、自転車利用者側の法令違反が原因となるケースがあり、交通ルール遵守の徹底が課題となっています。外出時は反射材を着用し、自転車乗車時はヘルメットを着用しましょう！

時 運動期間➡9月21日～30日

内 運動重点

- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

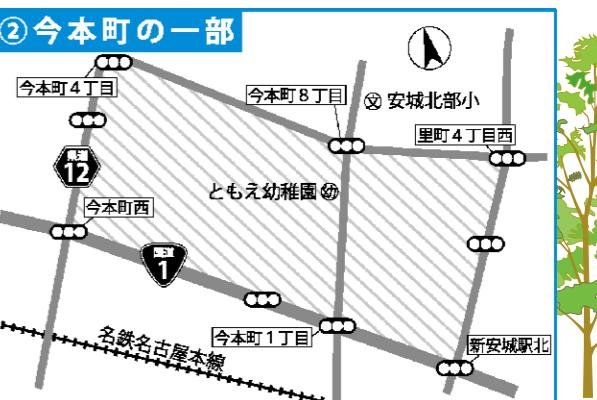
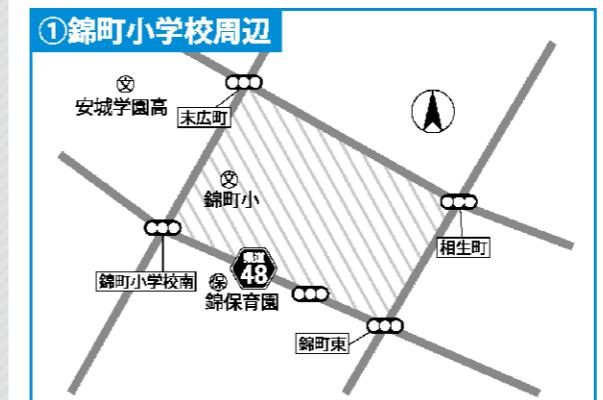
問市民安全課(☎(71)2219)

問市民安全課(☎(71)2219)

ご存じですか?
ゾーン30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、「ゾーン30」が設置されています。「ゾーン30」とは、区域(ゾーン)を定めて最高速度30キロメートルの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

本市には、下図のとおり2箇所に設けられています。ゾーン内を通行するときは、制限速度を必ず守り、歩行者優先の思いやり運転を心がけましょう。



令和5年住宅・土地統計調査にご協力を

総務省統計局では、10月1日現在の内容で住宅・土地統計調査を実施します。国が5年ごとに実施する重要な調査で、住宅等で人が居住する建物に対する実態、現住居以外の土地等の保有状況、居住している世帯に関する実態を調査します。

内 調査員証を携帯した調査員が調査対象世帯へ伺いますので、インターネットでの回答又は郵送等で回答してください
※統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されます。

対 無作為抽出

問 経営情報課(☎(71)2205)

都市計画変更に関する説明会

時 9月10日(日)午後7時～8時

場 北部公民館

内 西三河都市計画道路3・4・43

号豊田安城線の変更について

(橋目町 他)

問 都市計画課(☎(71)2243)

西三河都市計画生産緑地地区変更案の縦覧

変更案に意見のある人は、縦覧期間内に市へ意見書を提出できます。

時 縦覧期間➡9月6日(水)～20日(水)

場 問 都市計画課(☎(71)2243)

募集

イベント・講座

文化・スポーツ

健康・福祉

子育て・青少年

環境・産業

暮らし・防災

市政情報

名称	日時・予約期間・定員等	対象	場所・予約・問合せ
弁護士による法律相談	毎週(金)、9月20日(水)／午後1時～4時(相談時間は1人30分)／要予約(※)／先着各6人		
司法書士による法律相談	①9月4日(月)・19日(火)午後1時～4時、②10月2日(月)午前10時～午後4時(相談時間は1人30分)／要予約(※)／①→先着各6人 ②→先着10人		
司法書士・土地家屋調査士による相続・登記・測量相談	9月13日(水)、10月11日(水)／午後1時～4時(相談時間は1人30分)／要予約(※)／先着各6人	市内在住・在勤・在学者	場所市役所相談室(北庁舎1階/☎(71)2222) (※)9月20日(水)午前9時から10月分の予約を受け付けます。
行政書士による相続・遺言・契約等書類作成相談	9月12日(火)、10月10日(火)／午後1時～4時(相談時間は1人45分)／要予約(※)／先着各4人		
女性相談	毎週(水)／午前10時～午後4時／予約優先(※)／先着各5人		
行政相談	9月5日(火)・19日(火)、10月3日(火)／午後1時～4時／当日受付		
人権相談	9月7日(木)・21日(木)、10月5日(木)／午後1時～4時(相談時間は1人30分)／当日受付		
市民相談	(月)～(金)／午前8時30分～午後5時／当日受付		
税理士による税務相談	10月4日(水)／午後1時30分～4時(相談時間は1人35分)／予約優先／先着8人 11月1日(水)の予約は9月5日(火)から	市内在住者	場所市役所相談室(北庁舎1階) 予市民税課(☎(71)2213)
宅地建物取引士による不動産・空き家相談	9月26日(火)／午後1時～3時30分(相談時間は1人30分)／要予約(予約期間→9月1日(金)～21日(木))／先着4人	市内在住者、市内に不動産又は空き家を所有する人	場所市役所相談室(北庁舎1階) 予建築課(☎(71)2241)
労働相談	9月14日(木)、10月12日(木)／午後1時～4時／要予約(予約期間→各相談日の前々日まで)／先着各6人	誰でも可	場所市役所相談室(北庁舎1階) 予商工課(☎(71)2235)
消費生活相談員による消費生活相談	(月)(火)(木)(金)／午前9時30分～午後4時(受付は午後3時30分まで)／予約優先(※) 当相談を利用した人に限り、弁護士による消費生活相談利用可(毎月第4火)午後1時～3時、要予約)	市内在住・在勤・在学者	場所消費生活センター(市役所さくら庁舎1階/☎(76)7749) (※)各相談日の1週間前の午前9時から。閉所時は商工課(☎(71)2235)へ
職業相談・紹介	(月)～(金)／午前9時～午後4時30分／当日受付 ※正午～午後1時は検索機の利用のみ可。	誰でも可	場所市地域職業相談室(市役所さくら庁舎1階/☎(71)0311)
内職相談	毎週(金)／午前10時～午後3時(受付は午後2時30分まで)／当日受付	県内在住者	場所市役所さくら庁舎1階 予子育て支援課(☎(71)2229)
ひとり親家庭相談		市内在住者	場所子育て支援課(☎(71)2229)
児童相談	(月)～(金)／午前8時30分～午後5時15分／当日受付	市内在住で18歳未満の子の保護者	場所子育て支援課(☎(71)2272)
就学相談	(月)～(土)／午前8時30分～午後5時15分／要予約(随時受付)	原則市内在住で、小学校就学に心配のある年長児と保護者	場所子ども発達支援センターあんステップ発達相談支援室(☎(77)7796)
若者相談(不登校・ひきこもり等)	毎週(水)、9月2日(土)・8日(金)、10月7日(土)・13日(金)／午前10時～午後4時／要予約(予約期間→各相談日前日までの火～土)午前9時～午後5時)／先着各4人	市内在住・在勤・在学で義務教育を修了した15～39歳の人、その家族	場所青少年の家(☎(76)3432) 予市若者総合相談窓口(あんさぽ)(☎090(5002)5229)
障害者更生相談	9月14日(木)、10月12日(木)／午後1時～4時／要予約(予約期間→各相談日の2日前の正午まで)／先着各6人	市内在住の身体知的障害者、介護者	場所総合福祉センター(☎(77)7888)
カラダいきいき栄養相談	9月6日(水)・20日(水)、10月4日(水) A(じっくり)コース→午前9時～正午(相談時間は1人1時間) B(かんたん)コース→午後1時～3時30分(相談時間は1人10分程度、出入り自由) Aコースは要予約(各相談日前日まで)／各日先着2人	市内在住・在勤で20歳以上の人(家族の相談可)	
家族のためのこころホツト相談日	9月7日(木)、10月5日(木)／午後1時～4時30分(相談時間は1人1時間)／要予約(予約期間→各相談日の前々日まで)／先着各3人	精神科等に通っていないが、うつ傾向と思われる人の家族	場所保健センター(☎(76)1133)
思春期健相談ルーム	Eメール(shishunkiroom@city.anjo.lg.jp)での相談は随時受付／面談の場合は要予約(随時受付)	市内の小学生～高校生と保護者	
保健師等による保健相談	(月)～(金)／午前8時30分～午後5時／電話相談 面談の場合は要予約(随時受付)	市内在住者	
教育相談	(月)～(金)／午前9時～午後5時／電話相談 来所相談の場合は要予約(随時受付)	市内在住の小中学生及び保護者、市内公立小中学校在勤の教職員	場所教育センター相談室(☎(76)9674)
心理士によるふれあい相談	(月)～(金)／午前10時～午後5時(月は午後6時まで)／要予約(随時受付)		